

いわき市地域包括ケア推進会議運営要綱

平成27年6月3日制定

平成27年6月3日実施

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活を営むことができるよう地域包括ケアを推進することを目的に、いわき市地域包括ケア推進会議（以下「地域包括ケア推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 地域包括ケア推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いわき市の地域包括ケアの推進に向けた意識・目的の共有及び関係機関の連携強化に関すること。
- (2) いわき市の地域課題の把握・分析及び解決策の検討に関すること
- (3) いわき市の地域課題に対応するための施策の立案に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、いわき市の地域包括ケア推進に関すること。

(運営)

第3条 地域包括ケア推進会議には会長及び副会長各1名を置く。会長は、いわき市保健福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員を招集し、会議を開催するとともに、会議の進行及び連絡調整を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、地域包括ケア推進会議の下に、特定の地域課題を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会員は、地域包括ケア推進会議委員及び関係者から、当該地域課題の検討に必要な者を会長が任命する。
- 3 その他部会の開催に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年6月3日から施行する。